

荷主・配送先事業者の皆様へ

陸運業に働く人々の安全と健康の確保をめざして

『共同宣言』が実施されました

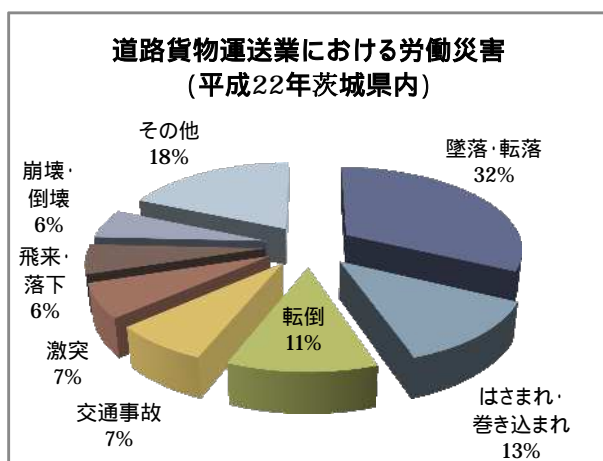
このたび、社団法人筑西労働基準協会と陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会では、荷主・配送先（以下、「荷主等」という。）事業者の構内における貨物自動車乗務員の安全対策や交通安全対策について共同宣言に調印し、共同、協力して取り組むことを宣言しました。

道路貨物運送事業における労働災害は、7割が荷役作業において発生しておりますが、これらの災害を減少させるためには、荷主等と陸運事業者が一体となって、共同・協力しながら積極的に安全な作業環境の整備の向上に努めていくことが重要です。

荷主等事業者の皆様におかれましては、**共同宣言**の趣旨をご理解いただき、下記に留意の上、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 荷主等の構内における貨物自動車乗務員の安全対策や交通安全対策について、仕事の発注者としてできる限り協力するようお願いいたします。
- 2 貨物自動車乗務員が荷主等の構内において安全に作業ができるよう、安全通路の確保、立入禁止箇所など標識の設置、積荷や荷台の上など高所で荷役作業を行う場合の作業床や安全帯使用設備等の墜落・転落防止設備の設置について、可能な限り配慮をお願いいたします。
- 3 荷主等事業者と陸運事業者は、構内の交通安全、荷役作業の安全及び適正な安全運行計画の実施に関して両者で協議する「懇談会組織」を設置するか、荷主等事業者が実施する「安全衛生協議会」に陸運事業者が参加できるようにして下さい。
- 4 荷主等の構内における作業の安全に関する行事や教育・研修等について、陸運事業者の労働者等も適宜参加できるように配慮をお願いします。



社団法人筑西労働基準協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
茨城県支部水戸線分会
厚生労働省 筑西労働基準監督署



共 同 宣 言

～ 陸運業に働く人々の安全と健康の確保をめざして～

社 団 法 人 筑 西 労 働 基 準 協 会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会

陸上貨物運送事業における死傷災害は、7割が荷役作業において発生しており、そのうち、墜落・転落災害が3割強を占めている。また、この多くは、荷主、配送先等(以下「荷主等」という。)の事業場構内で発生している。これらの災害を減少させるためには、安全衛生教育の積極的な実施等を通じてより安全な作業方法の徹底を図るなど、陸運事業者が自ら安全衛生管理の促進を図るとともに荷主等の協力も必要不可欠であり、これら関係者が一体となって積極的に安全な作業環境の整備の向上に努めていくことが重要である。

よってここに、それぞれの当事者を代表して社団法人筑西労働基準協会と陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会は、下記のとおり宣言する。

記

- 1 陸運事業者と荷主等事業者は、荷主等の構内における貨物自動車乗務員の安全対策や交通安全対策について、共同、協力して取り組むこととします。
- 2 陸運事業者は、経営トップ自らが安全衛生に関する責務と基本方針を表明するとともに、安全目標や重点実施事項を含む年間安全衛生活動計画を策定し、これを誠実に実施します。
- 3 荷主等事業者は、貨物自動車乗務員が荷主等の構内において安全に作業ができるよう、安全通路の確保、立入禁止箇所など標識の設置、積荷や荷台の上など高所で荷役作業を行う場合の作業床や安全带使用設備等の墜落・転落防止設備の設置について、可能な限り配慮します。
- 4 荷主等事業者と陸運事業者は、構内の交通安全、荷役作業の安全及び適正な安全運行計画の実施に関して両者で協議する「懇談会組織」を設置するか、荷主等事業者が実施する「安全衛生協議会」に陸運事業者が参加できるようにします。
- 5 以上の取り組みに臨時の傭車も適宜参加できるよう、注文者である陸運事業者の責任において、本共同宣言を関係者に周知・徹底します。

平成23年8月24日

社団法人筑西労働基準協会

会 長 清 水 光 一

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部水戸線分会

分会長 小 林 幹 愛

立会人 筑西労働基準監督署

署 長 今 村 とみ子